

# 第 2 2 回 定 例 総 会 議 事 録

期 日

令和 4 年 5 月 1 6 日開会

令和 4 年 5 月 1 6 日閉会

米沢市農業委員会

令和4年5月16日（月）午前9時30分 米沢市農業委員会第22回定例総会を米沢市役所3階庁議室に招集した。

出席委員（18名）

|             |                |                |
|-------------|----------------|----------------|
| 1 番 伊藤精司 委員 | 9 番 佐久間英之 委員   | 1 6 番 山王堂民榮 委員 |
| 2 番 小関善隆 委員 | 1 0 番 江口益美 委員  | 1 7 番 古畑功一 委員  |
| 3 番 高橋祐弘 委員 | 1 1 番 宮崎雅文 委員  | 1 8 番 樋渡由美 委員  |
| 5 番 佐藤利夫 委員 | 1 2 番 遠藤伊一 委員  | 1 9 番 二宮啓一 委員  |
| 6 番 田代昇一 委員 | 1 3 番 鈴木晃子 委員  |                |
| 7 番 佐藤孝義 委員 | 1 4 番 大野澤進 委員  |                |
| 8 番 高橋信夫 委員 | 1 5 番 相田市三郎 委員 |                |

欠席通告委員（1名）

4 番 我彦正福 委員

遅刻通告委員（なし）

農業委員以外の出席者（なし）

会議に出席した事務局職員（6名）

|               |         |
|---------------|---------|
| 事 務 局 長       | 宍 戸 徹 朗 |
| 事務局長補佐兼農政振興主査 | 根 津 正 孝 |
| 農 地 主 査       | 宮 原 功   |
| 主 査           | 瀧 口 圭 史 |
| 主 任           | 吉 田 潤   |
| 主 任           | 須 貝 祐 太 |

## 会議に付議した事項

### 1. 提出議題

- |      |                                                      |
|------|------------------------------------------------------|
| 報第1号 | 非農地証明の報告について                                         |
| 議第1号 | 農地法第18条第1項第2号該当による同条第6項の通知について                       |
| 議第2号 | 農地法第3条第1項の規定による許可申請について                              |
| 議第3号 | 農地法第4条第1項の規定による許可申請について                              |
| 議第4号 | 農地法第5条第1項の規定による許可申請について                              |
| 議第5号 | 農用地利用集積計画について                                        |
| 議第6号 | 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価並びに令和4年度最適化活動の目標設定等（案）について |

### 2. その他

開 会 午前9時30分

根津補佐 おはようございます。

これより第22回米沢市農業委員会定例総会を開会いたします。

初めに、「農業委員会憲章」の唱和を3番 高橋祐弘委員のご発声にてよろしく願いいたします。

(唱和)

根津補佐 ありがとうございます。

それでは、会長よりご挨拶をお願いいたします。

会 長 おはようございます。

春作業始まりまして、田植のほうも終わった方もおられるということではありますが、私のところの中山間地はまだ代掻き始まったばかりであります。そういった中、お忙しいところ定例総会にお集まりいただきまして、大変ありがとうございます。

円安ということで様々な影響が出ておりまして、資材高騰ということでもあります。あと輸出関連の自動車関係のトヨタはじめそういったところ等、商人なんかは増収増益というようなことで大変景気のよいということでもあります。我々農家については大変厳しいわけですが、大企業の輸出産業にとっては、円安はよいというようなことでございます。

この間、運営委員会でも申し上げましたが、4月20日に上京しまして、農林水産副大臣の武部新副大臣に、5年後の水張の問題やら飼料作物3万5,000円から1万円というのは急激ではないかというようなこと等を、要請申し上げてきたところであります。7月をめどに、いろんな経済対策をしますというようなことを言うておりました。多分、参議院選挙前にいろんなそういった対策をしてくれるのではないかなと思っていますところであります。

あと今月の31日、全国会長会、今までリモートで行ってきたわけですが、今回は上京して、県選出国會議員にいろいろな要請をしてくる予定となっております。大変、コロナやら様々なことで厳しいわけですが、農政とか、そういったことは動いておりますので、何とか今より、現状よりよくなるように、いろんな要請活動等もやっていきたいと思います。

今日はお忙しい中、本当にご苦労さまです。ありがとうございます。

根津補佐 ありがとうございます。

それでは、議事に移りますが、総会の議長は米沢市農業委員会会議規則第4条の規定により会長が務めることになっておりますので、会長に議事の進行をお願いいたします。

議 長 それでは、私のほうで議事の進行をさせていただきます。

米沢市農業委員会会議規則第3条の規定による本日の欠席通告委員は、我彦正福委員であります。本日の出席者は19名中18名であります。よって、本日開催の米沢市農業委員会第22回定例総会は成立いたしました。

今回の議事録署名委員には、8番 高橋信夫委員、9番 佐久間英之委員を指名いたします。

続いて、審議に入りますが、議案の訂正や議事運営について事務局からはありますか。

根津補佐

(挙手)

議 長

根津補佐。

根津補佐

議案の訂正をお願いいたします。議第6号の令和4年度最適化活動の目標設定等(案)の別紙について、本日、机の上にお配りしていますお手元の資料と差し替えをお願いいたします。

議 長

それでは、議事を進めます。

初めに、報第1号 非農地証明の報告について、を議題といたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

瀧口主査

(挙手)

議 長

瀧口主査。

瀧口主査

報第1号 非農地証明の報告について。下記の土地について、農地及び採草放牧地のいずれでもないことを証明しましたので報告します。

受理番号1号から3号の計3件で、証明しました地目別の筆数及び地積は、田1筆 1, 175.00㎡、畑5筆 843.00㎡、合計6筆 2, 018.00㎡です。

受理番号1号 申請人 ○○○○外2名、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。畑から宅地への転用です。転用年月日は、平成11年4月頃です。申請理由は、平成11年4月頃から隣接地店舗の駐車場として利用されていたためです。

受理番号2号 申請人 ○○○○、所有者も同一であります。土地の表地と地積につきましては記載のとおりです。田から雑種への転用です。転用年月日は、平成元年頃です。申請理由は、平成元年1月25日付指令農政第1171号で5条許可されており、非農地となっているためです。

受理番号3号 申請人 ○○○○、所有者も同一であります。土地の表地と地積につきましては記載のとおりです。畑から宅地への転用です。転用年月日は、昭和63年頃です。申請理由は、昭和63年頃より車庫及び住宅敷地として利用されているためです。

以上、よろしくお願いします。

議 長

ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

全 委 員           なし。

議 長            ないので、報告事案でもありますので、以上で報第1号 非農地証明の報告について、を終わります。

                  次に、議第1号 農地法第18条第1項第2号該当による同条第6項の通知について、を議題といたします。

                  議案の内容について、事務局の説明を求めます。

宮原主査       (挙手)

議 長            宮原農地主査。

宮原主査        議第1号 農地法第18条第1項第2号該当による同条第6項の通知について。農地の賃貸借の合意による解約が成立したと下記のとおり通知がありましたので、その確認を得るため委員会に付議いたします。

                  受理番号12号から18号の計7件です。申請人及び土地の表示等については記載のとおりです。申請のありました筆数及び地積は、田のみ20筆43, 160. 00㎡です。

                  受理番号12号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

                  受理番号13号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

                  受理番号14号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

                  受理番号15号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

                  受理番号16号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

                  受理番号17号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

                  受理番号18号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

                  以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長            ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

全 委 員           なし。

議 長            ないので、議第1号 農地法第18条第1項第2号該当による同条第6項の通知について、議案書のとおり確認することに意義ありませんか。

全 委 員           異議なし。

議 長            異議がないので、議第1号 農地法第18条第1項第2号該当による同条第6項の通知について、議案書のとおりであることを確認いたしました。

次に、議第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

宮原主査  
議 長  
宮原主査

(挙手)

宮原農地主査。

議第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について。下記の農地について、農地法第3条第1項の許可申請がありましたので、その可否を求めるため委員会に付議いたします。

受理番号9号から12号の計4件です。申請人及び土地の表示等については記載のとおりです。申請のありました筆数及び地積は、田4筆 2, 990. 00 m<sup>2</sup>、畑5筆 1, 383. 00 m<sup>2</sup>、合計9筆 4, 373. 00 m<sup>2</sup>です。

受理番号9号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は高齢化による経営縮小のための売買です。

受理番号10号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は贈与です。

受理番号11号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望のための賃貸借です。

受理番号12号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望のための賃貸借です。

以上、ご審議よろしく願いいたします。

議 長  
5 番  
議 長  
5 番

この件について調査された委員は、調査結果を報告してください。それでは、受理番号9号から12号を上程いたします。

(佐藤利夫委員 挙手)

5番 佐藤委員。

5番 佐藤です。

受理番号9号につきまして調査結果をご報告申し上げます。申請人と土地の表示につきましては記載のとおりでございます。今回、渡人である○○○○さんですけれども、受人の△△△△さんに3条による売買という契約です。以前に、この場所は○○さんの自宅があったところございまして、デントコーンを作付しておりました。それで、△△△△さんで賃貸借で借りておったという土地なんですけれども、今回ちょっと高齢化による経営を縮小したいということで、やめたいということなんですけれども、それを△△△△さんで買ってもらえないかという申出がありまして、そのまま売買で引き受

けた案件でございます。以上、問題ない案件だと思いますので、皆様方のご審議をよろしくお願いしたいと思います。

以上です。

議 長  
7 番  
議 長  
7 番

10号。

(佐藤孝義委員 挙手)

7番 佐藤委員。

7番 佐藤孝義です。

私から10号についてご説明申し上げます。

こちらは、贈与による所有権の移転という内容となっております。申請人、土地の表示等は記載のとおりとなっております。場所は、国道121号線、△△△△の隣の場所となっております、畑が道路を挟んだ反対側でございます。調査は4月28日、〇〇〇〇さんよりお話を伺ってまいりました。〇〇〇さんと△△さん、親戚関係とのこと。50年ほど前に〇〇さんのおじいさんが△△に住まいになられたそうで、お孫さんの〇〇〇〇さんは現在東京で生計を立てており、親戚である△△さんに贈与したいということでございました。ご審議、よろしくお願いいたします。

議 長  
1 2 番  
議 長  
1 2 番

11号。

(遠藤伊一委員 挙手)

12番 遠藤委員。

12番 遠藤です

私から、11号、12号の調査結果を報告いたします。

申請人、土地の表示等の詳細は議案書のとおりであります。この件は賃貸借ということで、△△△△さん、新規就農者でワインのブドウの栽培をしておる方で、一生懸命やっている方です。ブドウ園の中心部のほうに、〇〇さんと〇〇さんの原野という地目でありますけれども、ちょうどその真ん中に荒れている土地があります。その土地を、整備をして新たに畑として利用したいということで10年間お借りするという案件であります。△△さんはお父さんもブドウは作っておりますけれども、ワイン田ということで、ここをきれいに整備をしたいということでお借りするという案件でありますので、問題ありませんので、よろしくお願いいたします。

議 長

ご苦労さまでした。

それでは、ただいまの受理番号9号から12号について、意見並びに質問はありませんか。

全 委 員  
議 長

なし。

ないので、受理番号9号から12号について、許可することに異議ありませんか。

全 委 員 異議なし。

議 長 異議がないので、議第 2 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について、は議案書のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議第 3 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について、を議題といたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

瀧口主査 (挙手)

議 長 瀧口主査。

瀧口主査 議第 3 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について。下記の土地について、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請がありましたので、その可否を求めるため委員会に付議します。

受理番号 2 号の計 1 件で、申請がありました地目別の筆数及び地積は、畑のみ 1 筆 133.00m<sup>2</sup>です。

受理番号 2 号 申請人 ○○○○、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は自宅敷地の拡張です。こちらは既存施設の拡張の 1 種農地です。

以上、ご審議よろしくをお願いします。

議 長 この件について調査された委員は、調査結果について報告をお願いいたします。

それでは、受理番号 2 号を上程いたします。

6 番 (田代昇一委員 挙手)

議 長 6 番 田代委員。

6 番 6 番 田代です。

申請内容について、ご説明申し上げます。

申請人、土地の表示等は議案書記載のとおりでございます。申請人の○○○○さんには、私、去年あたりから、ここの土地こうしたいのよというふうな話は頂戴していましたが、俺の土地だから何でもしていいべというふうな雰囲気を少々お持ちだったんです。自分の土地で勝手にできるのは宅地だけですからねと。特に農地、畑とか田んぼ、これは勝手にできないので、自分のしたいことを事務局に行っているいろいろ聞いてくださいというのが昨年でした。本年になりましてから、またこの話が出まして、理解していただいたんですねと言いましたら、それなりに理解されたということで、事務局に提示されました。これについては、私、話もしたということもありまして現地も確認し、事前なんて絶対しちや駄目だよということも確認し、事前着工も何もやっております。本人としては長年の課題で、ようやく解決できるなあと思っておりますので、皆さん審議のほどよろしくをお願いしたいと思います。

以上です。

議 長 それでは、ただいまの受理番号2号について、意見並びに質問はありませんか。

全 委 員 なし。

議 長 ないので、受理番号2号について、許可することに異議ありませんか。

全 委 員 異議なし。

議 長 異議がないので、議第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、は議案書のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

瀧口主査 (挙手)

議 長 瀧口主査。

瀧口主査 議第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について。下記の土地について、農地法第5条第1項の規定による許可申請がありましたので、その可否を求めるため委員会に付議します。

受理番号3号から5号の計3件で、申請がありました地目別の筆数及び地積は、田7筆 8, 773.00㎡、畑8筆 2, 688.00㎡、合計15筆 11, 461.00㎡です。

受理番号3号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は貸駐車場及び通路の設置です。こちらは都市計画法の用途地域内の3種農地です。

受理番号4号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は貸駐車場及び通路の設置です。こちらは都市計画法の用途地域内の3種農地です。

受理番号5号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由はアパートの建設です。こちらは都市計画法の用途地域内の3種農地です。

以上、ご審議よろしく申し上げます。

議 長 この件について調査された委員は、調査結果について報告をお願いいたします。

それでは、受理番号3号から5号を上程いたします。

8 番 (高橋信夫委員 挙手)

議 長 8番 高橋委員。

8 番 8番 高橋です。

3号、4号について調査結果を報告いたします。

両方とも同じ事業計画ですので、一緒に説明させていただきます。申請人、土地の表示等の詳細は議案書記載のとおりであります。3号は、賃貸借

により貸駐車場及び通路の設置、4号につきましては、売買により貸駐車場及び通路の設置であります。申請地は地図を見ていただきたいのですが、〇〇地内、今工事しております〇〇〇〇、△△△△の南側に位置しており、3種農地、都市計画法の用途地域内に位置しております。現地調査は5月1日に行い、5月6日に両案件の代理人であります行政書士△△さんから、電話でお話を伺いました。3号のほうですが、こちらは△△△△が今工事しております。△△の建設工事会社の駐車場、工事完了後は△△△△の社員駐車場に使用し、一部は通路として使用するという事です。4号につきましても、こちら本当は△△△△、賃貸でお借りしたかったんですが、譲渡人が一括で売買を希望したため、間に不動産業の△△△△が入りまして、一旦こちらに一括売却、それから△△△△に賃貸でお貸しするという事です。こちらの建設工事会社の駐車場に使用し、工事終了後に△△△△の従業員の駐車場に使用するという事です。隣接地に農地ありますが、事業計画上影響はないものと判断され、事前着工ありません。許可要件を満たしており許可相当と思います。よろしくお願いします。

議 長

5号。

1 1 番

(宮崎雅文委員 挙手)

議 長

1 1 番 宮崎委員。

1 1 番

5号の件に関しまして、調査結果を報告させていただきます。

〇〇〇〇さんから△△△△が土地を購入し、アパートを建設したいという案件でございます。5月6日、現地を確認してまいりまして、担当の行政書士〇〇さんからお話を伺いました。場所は、△△△△のやや西側の〇〇丁目、△△の住宅街の一角でございます。確認したところ、事前着工等はございませんでした。また、農事相談の際に質問があったんですが、北側に畑があるんですが、こちらは〇〇さんの北側のお宅、〇〇さんの畑ということで、特に周辺の影響はないものと判断されます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

それでは、ただいまの受理番号3号から5号について、意見並びに質問はありませんか。

全 委 員

なし。

議 長

ないので、受理番号3号から5号について、許可することに異議ありませんか。

全 委 員

異議なし。

議 長

異議がないので、議第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、は議案書のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議第5号 農用地利用集積計画について、を議題といたします。

1 1 番 (宮崎雅文委員 挙手)  
 議 長 1 1 番 宮崎委員。  
 1 1 番 私の案件がございますので、一時退席させていただきます。  
 (宮崎雅文委員 退室)  
 議 長 それでは、先に受理番号4号、16号を上程いたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。  
 須貝主任 (挙手)  
 議 長 須貝主任。  
 須貝主任 議第5号 農用地利用集積計画について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により委員会に付議いたします。  
 受理番号4号及び16号の計2件です。申請人及び土地の表示等については、記載のとおりです。申請のありました筆数及び地積は、田のみ6筆 12,770.00㎡、合計も同様です。  
 受理番号4号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。  
 受理番号16号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。  
 なお、本件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えられます。  
 以上、ご審議よろしく願いいたします。  
 議 長 ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。  
 全 委 員 なし。  
 議 長 ないので、ただいまの受理番号4号、16号について、議案書のとおり米沢市が計画書を作成することに異議ありませんか。  
 全 委 員 異議なし。  
 議 長 異議がないので、議第5号 農業地利用集積計画について、の受理番号4号、16号は議案書のとおり米沢市が計画書を作成することに決定いたしました。  
 (宮崎雅文委員 入室)  
 議 長 それでは、さきの受理番号4号、16号を除く受理番号1号から35号を上程いたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。  
 須貝主任 (挙手)  
 議 長 須貝主任。  
 須貝主任 議第5号 農用地利用集積計画について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により委員会に付議いたします。  
 受理番号4号、16号を除く1号から35号の計33件です。内訳は、売

買による所有権移転が3件、新規の貸借権の設定が14件、貸借権の再設定が16件です。申請人及び土地の表示等については記載のとおりです。申請のありました筆数及び地積は、田166筆 239, 279. 39㎡、畑25筆 9, 013. 00㎡、合計191筆 248, 292. 39㎡です。

受理番号1号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。

受理番号2号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。

受理番号3号 渡人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。

受理番号5号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は農地中間管理事業による新規の賃貸借権設定です。

受理番号6号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は農地中間管理事業による新規の賃貸借権設定です。

受理番号7号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は農地中間管理事業による新規の賃貸借権設定です。

受理番号8号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は農地中間管理事業による新規の賃貸借権設定です。

受理番号9号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。

受理番号10号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。

受理番号11号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。

受理番号12号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。

受理番号13号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。

受理番号14号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。

受理番号15号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。



受理番号３５号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借権の再設定です。

なお、本件については、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしているものと考えられます。

以上、ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長  
全 委 員  
議 長

ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

なし。

ないので、さきの受理番号４号、１６号を除く受理番号１号から３５号について、議案書のとおり米沢市が計画書を作成することに異議ありませんか。

全 委 員  
議 長

異議なし。

異議がないので、議第５号 農業地利用集積計画について、はさきの受理番号４号、１６号を除く受理番号１号から３５号について、議案書のとおり米沢市が計画書を作成することに決定いたしました。

次に、議第６号 令和３年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価並びに令和４年度最適化活動の目標の設定等（案）について、を議題といたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

宮原主査  
議 長  
宮原主査

（挙手）

宮原農地主査。

議第６号 令和３年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価並びに令和４年度最適化活動の目標の設定等（案）については、去る５月２日開催の活動計画作成委員会での協議に基づき原案を作成させていただきまして、先日の農事相談のときに皆様にご確認をいただいたところです。したがって、この原案の内容で公表及び県を經由し国へ報告することについて承認を得るため委員会に付議いたします。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

なお、差し替えになりました資料でございますけれども、まず資料２のほうになりますが、ナンバー１２５から１２８について、旧市町村を上長井から南原に、担当の農業委員を二宮委員から山王堂委員に訂正をさせていただいております。それに伴いまして、別紙様式１の別表になりますけれども、こちらの新規発生遊休農地の解消面積のところになりますが、二宮委員が０．２ヘクタール、山王堂委員が０．３ヘクタールに訂正となりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議 長  
９ 番  
議 長

ただいまの事務局の説明について、意見並びに質問はありませんか。

（佐久間英之委員 挙手）

９番 佐久間委員。

9 番

9 番 佐久間です。

先日の農事相談の際に委員の方から、この推進委員等の担当地域ごとの最適化活動の目標の中の農地面積、それから新規集積面積、集積面積累計ですけども、この面積についても各個人と申しますか、各地域で差があるので、今後、改選のときの委員の定数を決める際にも、その中の一つの考えにもしていただきたいということがありました。

以上です。

議長

今、佐久間委員から、担当地域面積と新規集積面積と、集積面積累計の割合を、今後の推進委員の人数等にも考慮してほしいというような意見がありました。事務局、お願いします。

宮原主査

(挙手)

議長

宮原農地主査。

宮原主査

担当地区の農地面積Aというところですけども、このたび初めての試みで出したものになっております。地区の農地台帳の面積で按分して、委員さんの数で割った数ということでご説明はさせていただいております。こちらのほうは広幡地区が222ヘクタールで、旧市の方ですと66ヘクタールということで、3倍、4倍近く面積が違うということで、これぐらい面積が違うのに、定数に反映していないのはおかしいというご質問はありました。今後、来年改選に向けまして、いろんな要件がありまして定数決まってくるわけですけども、こちらの面積もある程度考慮しながら、定数のほう考えていきたいということで、事務局内では話になっておりますので、ご理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。

議長

旧市は、面積は転作とかあるわけだし、あと毎月の調査も、旧市の方は毎月あるわけで、そういったことでありますので、直接これが全てではないということだと思います。

2 番

(小関善隆委員 挙手)

議長

2 番。

2 番

新しく改正のときに、いろいろ検討委員会つくって、その中で検討して出た地域割りというようなことになります。一つは、全体の農業委員と推進委員の数というのは、ある程度面積から割り出してきました。ただ、地域割りという、最低、地区から1人は出さなきゃいけないというような考えの中でやりました。あと面積、比較的大きくて担当委員が2人がいいんじゃないかと言ったところについても、いや、面積大きくても、結構地理的にあんまり離れていないから1人でいいという意見もあって、いろいろ検討してつくった答えというようなことであります。たまたま、その土地改良とか農協とか中立委員がいた地区においては、1人増えて面積的には少なくなります

けれども、いろいろ検討した結果、そういう分け方をしたというのであります。

議 長 9番 佐久間委員、よろしいですか。（「はい、伝えます」の声あり）  
そのほか皆さんからございませんか。

全 委 員 なし。

議 長 ないので、議第6号について、原案のとおり承認することに異議ありませんか。

全 委 員 異議なし。

議 長 異議がないので、議第6号 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価並びに令和4年度最適化活動の目標の設定等（案）について、は原案のとおり承認することに決定いたしました。

以上で1の提出議案についての審議は終了しました。

続いて、2のその他に移ります。

農政振興等に関する改善意見や施策について、話題提供として発言をいただきたいと思います。今日は5番 佐藤利夫委員にお願いいたします。

5 番 5番 佐藤です。

私から1点なんですけれども、実は、今年の3月なんですけれども、お父さんが亡くなって、息子さんが相続したわけなんですけれども、それに伴ったあっせんということで私に申出があったんですけれども、よくよく調べてみますと、その土地が2か所ありまして、1か所が交付金の対象地、あともう1か所が昔ホップを作っておって完全に定着カウントになっておって、交付金の対象外ということで、マルガイの土地はどうなるもんだということで、機構を通せば、その土地は第三者に貸し借りすれば復活するんですけれども、定着カウントについて、なかなか交付金が認められないという状況でございました。今回あっせんだったものですから、なかなか、借り手も、やっぱりそういう土地条件なものですから厳しいということがありまして、去年までですと、〇〇〇〇さんに作業委託ということで大豆を作っておったようなんですけれども、よくよく調べてみますと、1か所は経常賦課金は納めているんですけれども、もう1か所、その定着になっている部分は水費がかからないということで土地改良費も納めていなくて、交付金も出ていないと。全部自腹で、〇〇〇〇さんに作業料から全部納めていたようです。その金額が、全体で3反ぐらいだったんですけれども十五、六万円ぐらい納めていたのかな。それはもう本当に持ち出しのお金だったんですけれども、いろいろ第三者のほうにも、小作料は要らないから牧草とか何か植えてくれないかということをお話したんですけども、やっぱり結局は、当然未整理地なものですからどうしようもなくて、今現在に至っているわけなんですけれども、細目書

上はやっぱり保全管理ということで本人は上げたみたいです。

先ほども会長からお話ありましたけれども、上京して要請書ということで上げてきたということなんですけれども、これはやっぱりここだけの問題でなくて、やっぱり農水省絡みというかね。政治にもよるんですけれども、やっぱり農地を復活する方法というか、何か名案があればなんですけれども、やっぱり農家個人でそれを対応するというのは、最後には、やっぱり保全管理並びに遊休農地につながっていくんじゃないかなというか、やっぱりそういうところを農業委員サイドで救う方法があればなということを、ちょっと提案させていただきたいと思います。

以上です。

議 長

これは大変な、大きな問題だと思います。今回の5年水張り関係も、5年間して水田に復元できないところは、今、佐藤さん言われたように田んぼでなくなってしまうと交付金対象外になってしまうわけだ。その辺が本当に大きな問題だから、本当に皆さんにも考えてもらいたいと思います。

今の意見に対して何かありますか。

1 0 番

(江口益美委員 挙手)

議 長

1 0 番。

1 0 番

1 0 番 江口です。

佐藤委員からあったんですけれども、賦課金なしだということもあるという話で、そこは、地目は田んぼじゃないというところで認識していいんですよね。はい、分かりました。

ただ、今の問題については、本当にやっぱり農林水産省も含めて、今会長おっしゃったようなところも含めて、いろんな問題があると思いますので、農業委員としても考えていかなければならないわけでありましてけれども、まず最初は、そういった政治的な背景、それも含めていかないと、なかなか農業委員会にさじ預けられても、解決できるものはできるんだけれども、できないものは本当にもう何やってもできないと思いますので、その辺の要請も含めて、これからも対応しなくちゃならないのかなというふうに思いますので、その辺もみんなで考えていかなきゃならないなというふうに思います。以上です。

1 5 番

(相田市三郎委員 挙手)

議 長

相田委員。

1 5 番

1 5 番 相田です。

土地改良での話になりますけれども、塩井で土地改良にしたとき、今言ったような定着で7反ばかりサクランボ園地がありまして、そこを田んぼにするということを県と相談したら、できるということになって、その条件とし

て、その分の面積を別なところに畑としてつくってもらえればいいということで、畑のところを全部まとめたわけですが、そこに定着の分をつければいいという、土地改良でのあくまでも話ですが、そういうことありましたので、参考までにお話しさせていただきました。

議長 ありがとうございます。保全管理して管理できているうちはいいんですが、だんだん年取ってしなくなると、今度遊休農地化しているわけだ。

5番 (佐藤利夫委員 挙手)

議長 どうぞ。

5番 その件なんですけれども、定着カウントになったということは、やっぱり当時、転作奨励金的なものの5年間固定すると前もってもらう、そのもらった土地においては、やっぱりその交付金の対象外になっているのか、果たして、その定着になったものがサクランボなりホップなり、やっぱり当時もらったのかなというか、その辺を何というか、うまく覆す方法でもあればなと思ったんです。以上です。

議長 補佐分かりますか。

根津補佐 (挙手)

議長 どうぞ。

根津補佐 私、生産調整担当していたときですが、ホップなど果樹につきましては、5年間、そのときは交付金とは言わなかったんですが、減反のお金が出ていました。5年間で、もう実が採れて収穫して、そこで生計をやろうと、この間の5年間作付、水田復活のような話と同じであって、そこでお金取れるようになったんだから、あとはお金出しませんよということになって、定着カウントというものが年代で何種類かあると思います。青カウントだの赤カウントだの。私ちょっと離れて分からなくなっていますけれども、そういったものでお金いただいているので戻せませんよということで、先ほど相田委員がおっしゃったように、畑寄せだということで、土地改良の中では端っこに持っていくとか、そういった対応はできると思いますが、あくまでも細目書上は定着で、何作ってもいいよと、水稻以外はいいよという説明をしてまいりました。水稻しちゃうと新規開田になる扱いで、次の年からペナルティーが科せられるというような中身になっているかと思います。なので、大豆でも何でもいいんですが、今ちょっと私分らないんですが、とも補償は今やめているんですけど、（「やめています」の声あり）とも補償の中でやり取りをしていたんじゃないかなと思いますけれども、ただ、まだ抛出していなければそれもできないわけですが、とも補償の中でうまく定着分にもお支払いをしていたような記憶はございます。

議長 ありがとうございます。

2 番 (小関善隆委員 挙手)  
議長 どうぞ。

2 番 マルガイのことについては、結局、果樹とか、もう永年的にこれは転作して果樹園にしますよと言って、結構な金もらったんよ、そういう条件で。だけれども、もう一つマルガイは保全管理、保全管理の部分については金もらっていない。それと同じく、それを別なものに変えて作っても交付金が出ないということと、また別の考えだと思うんだ。一つは果樹園とか何かにしたんだから、元は田んぼであっても本来であれば何十年とそれを収穫していくという、そういうようなので一時的にお金を、結構高い額をもらったということだと思います。それはそれで理解される部分がある制度です。だけれども、保全管理の場合は、何か作ろうとしても金が出ないということだから、実際交付金はもらっていないということの違いがあると思うよ。だからその部分について、3年間何も作っていないから保全管理だから出ないということもあるんだろうから、その分については簡単に除外してもらってもいいんじゃないかないう気はします。ちょうど、今年参議院選で、来年は統一地方選挙があるんだから、何かそこら辺でいろいろ運動していかなくてはならないのかなと。

1 6 番 (山王堂民栄委員 挙手)  
議長 どうぞ、1 6 番。

1 6 番 さっきのにちょっと関連してなんですけれども、この5年間水張りしないと交付金がなくなるという話に移させてもらっていいですか。そばなんかは、特に田んぼにされないところに作っているわけだ。それが、もう田んぼにしろと言ってもなかなかできないわけだ。水路なんかも確保できないし。それをカットしたお金はどこにやるんだという、やっぱり数量割とか何かで分配してもらわなければ。やっぱり農林省の予算が少なくなるだけで、それは農家をいじめているというようなもので、一生懸命働いた人には金を出すと、数量割というか、数量払いのほうに回してもらうようになれば、農家も一生懸命やるんじゃないかと思います。

議長 転作関係が今度崩れてくる可能性もあるんだよな。面積どんどん、田んぼの面積が減ってくるわけだから。そうすると、休むところなくなる可能性もある人いっぱい出てくるわけだな。これは大変なことだと思うし、地目変更して定着というか、そういうふうになってしまうと、土地改良費払わない、水田費払わないという人も出てくる可能性が。ブロックローテーションにできないところが多い。そういうところが多く休んでいるからな。

皆さんからありませんか。今、山王堂委員から、5年水張り関係で要望してくるには、そういった数量払いで何とか所得の確保をお願いしたいという

ようなお話でありました。この件について、もっと何か対策として、国なり代議士に言うべきことがあったら教えていただきたいと思います。宮崎委員、何かありますか。どうぞ。

1 1 番 すみません、私も勉強不足で分からない部分が多いんですけども、要するに、国はブロックローテーションを推奨しているという状況だと思うんですけども、実は私もこれから、ブロックローテーションをしていきたいと思っております。ですが、どのように排水対策をしようかなと。ほかの、実は農地でも排水対策ということで、実は私自分で掘ったり排水切ったりなんざしていますが、なかなか大変です。お金もかかりますので、ブロックローテーションをするに当たっての、逆に何か補助的なものというのは特にないものなんでしょうか。教えてください。よろしくお願いします。要するに、田んぼの排水対策工事という、お願いします。

議 長 今、宮崎委員からブロックローテーションとか輪作とかしていくには、やっぱり排水対策、あと逆の場合は水口確保できないというような場所もあるわけでありますので、その逆のパターンもありますが、そういったことに対して何か助成があれば、この政策にも乗っていけるんだというようなご意見だと思います。皆さんから何かアドバイスありますか。

2 番 県の畑地化事業を知っていますか。（「はい」の声あり）あれは、畑地化してから何年間は畑で田んぼに戻さなきゃいけないんだっけ。あれは5年以上だよな。（「5年です」の声あり）10年くらい戻せないんだっけ。（「戻せないと思います」の声あり）そうすると、完全に田んぼにした場合は、交付金の対象にならないということか、せっかく畑地化事業して。そういう事業との整合性も何もないわけだ、5年間という年数については。だから、そういうことのいろいろ矛盾点も結構あって、5年と勝手に決めているからよ。

根津補佐 やっぱり先ほどあったように、そこで収量をとって、そこで儲けていくというような、対象水田から除外していこうという考えで進んでいるのだと思いますので、5年で復田というのはほとんど現実的にはないので、ブロックローテーションについての農家が米沢市はあんまりないと思いますけれども、そこら辺は調査させていただきたいと思います。

議 長 数量払い、あるいはブロックローテーションに関わる経費、そういったものについて、要望をしていきたいと思っております。

そのほかありませんか。

ないようですので、2のその他を終了し、以上で本日の第22回米沢市農業委員会定例総会を閉会いたします。

閉 会 午前10時30分

以上、会議の顛末を記載し、相違ないことを認め、ここに署名する。

令和4年5月16日（月）

米沢市農業委員会

議長

伊藤 精司

議事録署名委員

高橋 信夫

議事録署名委員

佐久間 英之